

1 件 名 三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、健康保険証は原則廃止となり、マイナンバーカードに一体化されるため、令和6年12月2日以降は健康保険証が新たに発行されなくなる。

このことにより、福祉医療費助成（重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び小児医療費助成）の事務において、従来、受給資格の有無の確認のため健康保険証の提示を求めていたが、健康保険証廃止後、マイナンバーカードが提示されても、表面記載の情報だけでは医療保険情報を確認することができなくなる。

このため、本市の国民健康保険及び後期高齢者医療保険以外の健康保険情報は、情報提供ネットワークシステム等で情報提供を受けることとなるが、三浦市の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者の資格確認においては、情報提供ネットワークシステムを用いず、府内連携により被保険者情報を取得するため、標記条例について必要な規定の整備を行うものである。

3 条例の内容

重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び小児医療費助成に係る事務で利用する特定個人情報として、次のものを別表に規定する。

- ・国民健康保険に係る情報であって規則で定めるもの
- ・後期高齢者医療保険に係る情報であって規則で定めるもの

4 施行期日

公布の日